

令和7年度茨城県在宅医療を推進する取組支援事業実施要項

1 事業の目的

高まる在宅医療のニーズに対応していくため、在宅医療を行う病院・診療所、訪問看護事業所、薬局、介護事業所等関係機関が連携を強化していく必要がある。

本事業は、在宅医療に取り組む医療機関等による連携を図り、もって在宅医療の実施体制強化を図ることを目的とする。

2 事業主体

郡市医師会、在宅医療に必要な連携を担う拠点（茨城県保健医療計画に位置づけ、ホームページに記載）

3 事業内容

郡市医師会等が行う在宅医療推進のための事例検討・研修会・普及啓発、BCP 策定支援等に係る経費補助を通じて、地域で支え合う体制の強化を図る。

また、取組に当たっては、市町村、歯科診療所、薬局、訪問リハビリテーション事業所、居宅介護支援事業所などの関係機関による連携体制の構築が望ましい。

4 県の役割

予算の範囲内で本事業に係る費用の助成を行い、茨城県地域包括ケア推進センター、保健所及び市町村等と連携を図り、事業実施主体等への必要な支援を行う。

5 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、令和7年10月10日に施行し、令和7年4月1日から適用する。